

地方行財政検討会議（第一分科会・第二分科会）合同会議議事要旨

- 1 日 時 平成22年5月19日（水）17時00分～19時00分
- 2 場 所 総務省第一特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）
- 3 出席者 渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、松沢成文 神奈川県知事、金子万寿夫 鹿児島県議会議員、石垣正夫 新見市長、五本幸正 富山市議会議員、寺島光一郎 北海道乙部町長、野村弘 長野県上松町議会議員、岩崎美紀子 筑波大学教授、斎藤誠 東京大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、林知更 東京大学准教授、森貞述 前高浜市長、碓井光明 明治大学教授、藤谷武史 北海道大学准教授、木村毅 大阪市総務局 IT改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部副参事、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

4 概 要

- 冒頭、渡辺副大臣から挨拶があった。
- 地方自治法の抜本的な見直しに関する基本的な考え方を取りまとめるに当たって、この会議におけるこれまでの議論に対して、配付資料に基づき地方六団体からそれぞれ意見が出された。
- その後、地方自治法の抜本的な見直しに関する基本的な考え方について自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

- 現行憲法下の二代表制の枠の中で議会と長の選択肢を考えるにしても、それは個々の自治体が都道府県であれ、市町村であれ、自分のところではこれが適切だと思ったものを自由に選べばいいのか。それとも、もう少しきめ細かく、都道府県、市町村にはこれが向いているのではないかとか、あるいは市町村の中でも政令市や中核市というような大規模なところにはこれが向いているのではないかと、小規模な市町村にはこれが向いているのではないかというふうな考え方で選択肢をつくるべきか。

- 二元代表制とは全く異なる論理で、地方政府のつくり方、幾つかパターンがあつてい
い。二元代表制を前提とすることを地方自治基本法に明記して、それで、二元代表制の
中でどういうやり方をするか、それは自治基本条例というのをつくってその中で決めて
いくことが望ましい姿ではないか。
- 議決について議会に責任を持たせるとは、どういう形があり得るのか。現行制度では、
議員は、罷免あるいはリコールされるということはあるし、議会全体が問題なら議会の
解散という制度がある。それ以外に議会の議決について議会に責任を持たせるとい
うのはどういう制度があり得るのか。これは、あまり世界の制度でも例がなく、合議体
に責任を持たせるといことは大変難しいことではないか。
- 議会機能の充実を図るために議員の職務、職責を明確にしていくためには、議員個々
の意識改革が必要と考える。つまり、議会は、議決に対する地域住民の意思決定機関で
あるため、多様な意見を代表して意思を決めた、その責任に対する議会側の責任感を議
員自らが持つべき。
- 議会側が議決に対して責任を負うというのは、長と同様、住民監査請求や住民訴訟に
おいて、正面に立って受けられるかどうかということではないか。
- 議会が議決に対する責任をどう担っていくのかについて、専門的な意見も聞きながら、
検討されなければならない。都道府県議会議長会のいう議会の責任というのは、住民負
託に応えるという意識を議員がしっかり持つことである。
- 「強い議会」は、長提案の議案に対して、議会側が自己判断・自己決定をして議決を
していくということであり、議決したことに対しての責任を自覚することであると考
える。
- 執行機関側は、議決機関が決めたことについてはそれを忠実に実行しなければいけな
い義務が当然あるが、その結果として監査請求ができるという今の制度自体が問題では

ないか。

- 議会には予算の修正権があるが、本当に簡単な予算修正しかできていないのが現状であるが、これは、議会事務局が本来機能を担えていないことが原因ではないか。
二元代表制を本当に目指すのであれば、やはり議会在事務局を抱えて、事務局のスタッフも自分たちで決めて、政策形成機能を執行部側に対抗できるものを持っていかないと、本当の意味での二元代表制が機能しないのではないか。
- 自治基本法の規定内容として、議会と首長による二元代表制という方向性は決めておいたほうがいいのではないか。例えば、議会と首長の関係については、議会の権能、議員の身分、位置付け、首長等の執行機関の設置、権能等、こういうものを基本法に位置付け、条例事項としては、例えば首長や議員の任期や議員の定数、議会の会期などについては、条例に委ねるとすべきではないか。
- 議決権の権能については、運用上の混乱を考慮し、おおむね基本法にその方針は決めておくべきではないか。ただし、その場合でも各団体の実情に応じ一定の許容範囲はあっていいのではないか。
- 広域自治体は専門性の高い議員が住民の多様な意見を代表して、常勤的に二元代表制を高めていくことが必要ではないか。また、議会の機能を十分発揮させるためには事務局の体制整備の充実なども必要ではないか。
- 現行の二元代表制を基本に地方自治を考えていいのではないか。それ以外の制度を幾つも並べて、選択する制度とすることは混乱するのではないか。
- 議員を執行機関に取り込むことを認容する場合、かなり獵官運動にもなるし、ポスト欲しさで様々な政治が蠢いてしまい、むしろ政治の混乱を招いてしまうのではないか。
- 議会改革の取り組みは活発になってきているが、現行制度においては、議員の職務、職責については、報酬面のみ規定されていないが、地方政府議員として、しっかりとし

た法律の位置付けをすべきではないか。議員を選ぶ側の住民自身にとっても、それを認識した上で選挙に臨めるのではないか。